

⑩ 診療所構造設備検査申請

概要説明	医療法第 27 条、医療法施行規則第 23 条に基づき、「有床」診療所が使用許可を要する施設を使用する場合の申請書です。
使用許可を要する施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 病室 2 放射線に関する構造設備（エックス線装置のみの変更含む） 3 手術室、集中治療室 4 診察室、処置室、臨床検査室、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、化学細菌病理検査室、無菌室、階段、廊下、歯科技工室、防火消火施設設備、医療ガス設備 5 療養病床の談話室、食堂、浴室、機能訓練室 6 その他
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造設備検査申請書（様式第 10 号） 対象施設により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。 2 平面図 3 病室資料（病室に関する資料） 4 室の構造（構造設備に関する資料） 5 自主使用前検査結果届 <p>それぞれ 1 部（押印は不要です）</p>
受付期間	事前（使用開始の 2 週間前までにご申請ください）
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	保健所検査 22, 000 円、自主検査 10, 000 円（現金）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設によっては、保健所検査に代えて、自主検査が可能となる場合がありますのでご相談ください。 ・ 保健所検査は、申請後 10 日以内に行います。 ・ エックス線装置に関しては、事前に⑩診療所エックス線装置設置届等の手続きが必要です。